二　災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき次に掲げる措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成していること。

イ　災害発生後速やかに踏切道の点検を開始すること。

ロ　踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間の見込みについて情報を提供すること。

ハ　踏切道における継続的な通行の遮断を解消すること。

ニ　踏切道及び踏切道に接続する道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を行うこと。

三　鉄道事業者及び道路管理者が災害時における踏切道の適確な管理のためにとるべき措置に関する訓練を定期的に実施することとしていること。

（地方踏切道災害時管理方法の添付書類）

第十五条　法第十四条第一項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法には、踏切道付近の略図を添付しなければならない。

２　前項の規定は、法第十四条第九項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（補助の申請）

第十六条　法第十九条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備（以下この条及び次条において「保安設備の整備」という。）に関する工事が完了した日（保安設備の整備に関する工事が完了した日において当該完了した日の属する年（保安設備の整備に関する工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年）の四月一日の属する事業年度の前事業年度（以下この条において「前事業年度」という。）の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下この条において「申請期間の開始の日」という。）から翌年（申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年）の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書（第一号様式）に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（保安設備整備工事完了届）

第十七条　法第十九条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備に関する工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届（第三号様式）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例）

第十八条　法第十九条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

（新設）

（補助の申請）

第八条　法第十条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日（保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日において当該完了した日の属する年（保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年）の四月一日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。）から翌年（申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年）の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書（第一号様式）に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（保安設備整備工事完了届）

第九条　法第十条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届（第三号様式）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例）

第十条　法第十条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。